

南岩本公園再整備事業基本協定（改定対比表）

※修正箇所を網掛け

現 行	改定案	備 考
<p>京都市（以下「甲」という。）とPARC共同企業体（代表構成団体：PARC合同会社。）（以下「乙」という。）は、南岩本公園再整備事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項について基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。</p>	<p>京都市（以下「甲」という。）とPARC共同企業体（代表構成団体：PARC合同会社。）（以下「乙」という。）は、南岩本公園再整備事業（以下「本事業」という。）に関し、令和6年10月31日に締結した南岩本公園再整備事業基本協定について改定する協定（以下「本協定」という。）を締結する。</p>	<p>改定する旨、前文への追加</p>
<p>（定義） 第2条（本文、略） （1）～（10）略 （11）「整備工事業務」とは、公募対象公園施設、利便増進施設、特定公園施設及び本市が整備を行う施設において、設計開始から工事完了までを行う一連の業務をいう。 （12）「管理運営業務」とは、完成した公募対象公園施設、利便増進施設、特定公園施設及び本市が整備を行う施設において日常管理し、公園利用者が安心安全に利用できるよう運営する業務をいう。</p>	<p>（定義） 第2条（本文、略） （1）～（10）略 （11）「整備工事業務」とは、公募対象公園施設、利便増進施設及び特定公園施設（削除）において、設計開始から工事完了までを行う一連の業務をいう。 （12）「管理運営業務」とは、完成した公募対象公園施設、利便増進施設及び特定公園施設（削除）において日常管理し、公園利用者が安心安全に利用できるよう運営する業務をいう。</p>	<p>「本市が整備を行う施設」に関する記述を削除</p>

<p>(事業区域、事業内容及び手続等) 第3条 (本文、略) (1)(2)略 (3) 特定公園施設及び本市が整備を行う施設の管理運営業務 (4)～(7)略 2 前項第3号の規定については、甲が別途実施する管理運営事業者の募集に乙が応募し、指定管理候補者として選定されたのち、当該指定管理者の指定に係る市会の議決を経たうえで、乙が指定管理業務を行うことを想定する。 なお、本協定で定める内容は、乙が本事業に係る本市が整備を行う施設の管理運営業務の指定管理者（以下「本指定管理者」という。）として指定された場合におけるものとする。 3 乙は、本事業の各業務に着手する前に、別表1に定める手続を行わなければならない。</p>	<p>(事業区域、事業内容及び手続等) 第3条 (本文、略) (1)(2)略 (3) 特定公園施設(削除)の管理運営業務 (4)～(7)略 (第2項、削除) 2 乙は、本事業の各業務に着手する前に、別表1に定める手続を行わなければならない。</p>	<p>「本市が整備を行う施設」に関する記述を削除 指定管理に関する記述を削除</p>
<p>(乙の役割分担等) 第4条 本事業の実施に際し、乙は別表2のとおり役割分担して実施するものとする。 2 本協定に基づく債務の履行については、乙が甲に対して全ての責任を負うものとする。 3 乙は、本施設の整備工事業務着手から甲による完成検査終了まで、事業区域の維持及び管理を自らの責任と費用負担において行うものとする。</p>	<p>(債務の履行等) 第4条 (第1項、削除) 本協定に基づく債務の履行については、乙が甲に対して全ての責任を負うものとする。 2 乙は、本施設の整備工事業務着手から甲による完成検査終了まで、事業区域の維持及び管理を自らの責任と費用負担において行うものとする。</p>	<p>「本市が整備を行う施設」に関する記述の削除に伴い、乙の役割分担などを削除</p>

<p>第4章 特定公園施設及び本市が整備を行う施設の管理運営</p> <p>(特定公園施設の管理運営)</p> <p>第33条 乙は、特定公園施設の供用開始日までに、次の事項を記載した「南岩本公園特定公園施設管理運営計画書」(以下「特定公園施設管理運営計画書」という。)を甲に提出しなければならない。</p> <p>(1) 設置等計画のうち特定公園施設及び本市が整備を行う施設の事業計画として記載された事項 (以下、略)</p>	<p>第4章 特定公園施設(削除)の管理運営</p> <p>(特定公園施設の管理運営)</p> <p>第33条 乙は、特定公園施設の供用開始日までに、次の事項を記載した「南岩本公園特定公園施設管理運営計画書」(以下「特定公園施設管理運営計画書」という。)を甲に提出しなければならない。</p> <p>(1) 設置等計画のうち特定公園施設(削除)の事業計画として記載された事項 (以下、略)</p>	<p>「本市が整備を行う施設」に関する記述を削除</p>
<p>(維持管理及び運営)</p> <p>第34条 (第1項、第2項、略)</p> <p>3 乙は、特定公園施設及び本市が整備を行う施設の一修繕費及び一修理費について、100万円までは負担し、100万円を超える金額については、甲乙協議のうえ、負担者及び負担割合を決定する。</p> <p>なお、一修繕費及び一修理費とは、1設備当りの費用であり、1回当りの修繕費及び修理費ではない。</p>	<p>(維持管理及び運営)</p> <p>第34条 (第1項、第2項、略)</p> <p>3 乙は、特定公園施設(削除)の一修繕費及び一修理費について、100万円までは負担し、100万円を超える金額については、甲乙協議のうえ、負担者及び負担割合を決定する。</p> <p>なお、一修繕費及び一修理費とは、1設備当りの費用であり、1回当りの修繕費及び修理費ではない。</p>	<p>「本市が整備を行う施設」に関する記述を削除</p>
<p>(本市が整備を行う施設の管理運営)</p> <p>第35条 乙は、本事業に係る本市が整備を行う施設の管理運営について、甲が行う本指定管理者の募集に応募するものとする。</p> <p>2 甲は、前項の指定管理者募集において、「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」(以下「運用指針」という。)に基づき、本指定管理者の選定手続を行う。</p>	<p>(第35条削除)</p>	<p>指定管理に関する記述を削除</p>

<p>第36条～第97条</p>	<p>第35条～第96条</p>	<p>現行の第35条の削除に伴い、改定案の各条を繰上げ</p>
<p>(乙の遵守事項) 第63条 (第1項、略) 2 乙は、設置等指針、特定公園施設事業計画書、特定公園施設管理運営計画書、公募対象公園施設事業計画書、公募対象公園施設管理運営計画書、利便増進施設事業計画書、利便増進施設管理運営計画書、指定管理協定、第42条の許可条件及びその他関係法令等を遵守し、事業区域の安全確保に努めるとともに、適正な維持管理及び運営を行わなければならない。 (以下、略)</p>	<p>(乙の遵守事項) 第62条 (第1項、略) 2 乙は、設置等指針、特定公園施設事業計画書、特定公園施設管理運営計画書、公募対象公園施設事業計画書、公募対象公園施設管理運営計画書、利便増進施設事業計画書、利便増進施設管理運営計画書、(削除)第41条の許可条件及びその他関係法令等を遵守し、事業区域の安全確保に努めるとともに、適正な維持管理及び運営を行わなければならない。 (以下、略)</p>	<p>指定管理に関する記述を削除</p>
<p>本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。 令和6年 月 日 甲 京 都 市 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 代 表 者 京都市長 松井 孝治 乙 PARC共同企業体 代表構成団体 PARC合同会社 京都市下京区五条通新町西入西鋸屋町25番地 つく るビル4階 代表社員</p>	<p>本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。 令和7年 月 日 甲 京 都 市 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 代 表 者 京都市長 松井 孝治 乙 PARC共同企業体 代表構成団体 PARC合同会社 東京都中央区新川一丁目24番4号 代 表 者 代表社員 大豊建設株式会社 職務執行者</p>	<p>現在の登記内容に合わせて時点修正</p>

別表 1 (必要な手続)

業務内容	業務着手前に必要な手続
本市が整備を行う施設の管理運営業務	甲が行う当該指定管理者募集への応募及び指定管理候補者としての選定
	指定管理協定の締結

別表 1 (必要な手続)

業務内容	業務着手前に必要な手続
(削除)	(削除)
	(削除)

指定管理に関する記述を削除

<p>別表 2 (乙の役割分担)</p> <table border="1" data-bbox="255 268 871 963"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定公園施設の整備 工事業務</td> <td>P A R C 共同企業体</td> </tr> <tr> <td>特定公園施設の引渡 し</td> <td>P A R C 共同企業体</td> </tr> <tr> <td>特定公園施設の管理 運営業務</td> <td>P A R C 共同企業体</td> </tr> <tr> <td>公募対象公園施設の 整備工事業務</td> <td>P A R C 共同企業体</td> </tr> <tr> <td>公募対象公園施設の 管理運営業務</td> <td>P A R C 共同企業体</td> </tr> <tr> <td>利便増進施設の整備 工事業務</td> <td>P A R C 共同企業体</td> </tr> <tr> <td>利便増進施設の管理 運営業務</td> <td>P A R C 共同企業体</td> </tr> <tr> <td>本市が整備を行う施 設の管理運営業務</td> <td>甲が指定する指定管 理者</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ P A R C 共同企業体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成企業 代表構成団体 P A R C 合同会社 施設設計・施工担当 大豊建設株式会社 管理運営担当 株式会社フラットエージェンシー 公園設計担当 株式会社ヘッズ 	業務内容	担当法人	特定公園施設の整備 工事業務	P A R C 共同企業体	特定公園施設の引渡 し	P A R C 共同企業体	特定公園施設の管理 運営業務	P A R C 共同企業体	公募対象公園施設の 整備工事業務	P A R C 共同企業体	公募対象公園施設の 管理運営業務	P A R C 共同企業体	利便増進施設の整備 工事業務	P A R C 共同企業体	利便増進施設の管理 運営業務	P A R C 共同企業体	本市が整備を行う施 設の管理運営業務	甲が指定する指定管 理者	<p>(削除)</p>	<p>「本市が整備を行う施設」に関する記述の削除に伴い、別表 2 を削除</p>
業務内容	担当法人																			
特定公園施設の整備 工事業務	P A R C 共同企業体																			
特定公園施設の引渡 し	P A R C 共同企業体																			
特定公園施設の管理 運営業務	P A R C 共同企業体																			
公募対象公園施設の 整備工事業務	P A R C 共同企業体																			
公募対象公園施設の 管理運営業務	P A R C 共同企業体																			
利便増進施設の整備 工事業務	P A R C 共同企業体																			
利便増進施設の管理 運営業務	P A R C 共同企業体																			
本市が整備を行う施 設の管理運営業務	甲が指定する指定管 理者																			
<p>別表 3 ~ 別表 4</p>	<p>別表 2 ~ 別表 3</p>	<p>別表 2 削除に伴う繰上げ</p>																		

別表4 (リスク分担)

リスクの種類	内容		負担者	
			京都市	認定計画提出者
物価	設置等 予定者 決定後 のイン フレ、 デフレ	特定公園施設及び 本市が整備を行う 施設の維持管理・ 運営	協議事項	
		上記以外の事項		●
金利	設置等 予定者 決定後 の金利 変動	特定公園施設及び 本市が整備を行う 施設の維持管理・ 運営	協議事項	
		上記以外の事項		●
施設の修繕等	施設、 機器等 の損傷	特定公園施設及び 本市が整備を行う 施設	協議事項	
		公募対象公園施設		●
		利便増進施設		●

別表3 (リスク分担)

リスクの種類	内容		負担者	
			京都市	認定計画提出者
物価	設置等 予定者 決定後 のイン フレ、 デフレ	特定公園施設 (削除) の維持管理・運営	協議事項	
		上記以外の事項		●
金利	設置等 予定者 決定後 の金利 変動	特定公園施設 (削除) の維持管理・運営	協議事項	
		上記以外の事項		●
施設の修繕等	施設、 機器等 の損傷	特定公園施設 一修繕費及び 一修理費につ いて100万円 まで		●
		特定公園施設 (削除) 一修繕費及び 一修理費につ いて100万円 を超える金額	協議事項	
		公募対象公園施設		●
		利便増進施設		●

「本市が整備を行う施設」に関する記述を削除

リスク分担表への、第34条第3項の修正内容の反映